

重要事項説明書（訪問看護サービス）◆第29版◆

令和7年12月1日改定

ご利用者に対する訪問看護サービス提供にあたり、事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

会社名	株式会社エルクラフト
主たる事務所の所在地	山口県防府市植松234-11
電話番号	0835-28-7155
代表者氏名	代表取締役 永島浩太郎
設立年月	平成 23年 11月

2. ご利用事業所

事業の種類	指定訪問看護事業所
事業の目的	指定訪問看護事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、医師の指示のもと、看護師が定期的にご利用者の居宅に訪問し、ご利用者の意志および人格を尊重した適切な訪問看護サービスを提供します。
事業所の名称	ハートブリッジ訪問看護ステーション
事業所の所在地	山口県防府市植松 234-11
電話番号	0835-28-1227
ファクシミリ番号	0835-28-1144
管理者氏名	三原 清司
事業所の運営方針等	「医療と地域の橋渡しを担い、真の志を繋げ、人々の生活と幸せに寄与するサービスを実践する」を品質方針に掲げ、システムの維持および継続的改善を推進しています。 ○法令や法人規定を厳守し、サービス提供を行います。 ○利用者が人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活が送れるように支援します。 ○利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供します。 ○利用者が安心してサービスが受けられるよう、リスクマネジメントを徹底します。 ○地域福祉サービスの拠点として、介護予防に貢献します。
職務内容	管理者：指定訪問看護事業所の従業者の管理、および指定訪問看護の利用申し込みについての調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う 看護師・准看護師：高齢者及び療養者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指す。 リハビリスタッフ：理学療法士、看護師、准看護師 理学療法士等：理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させる訪問ものである。当事業所の理学療法士等が主治医の指示及び介護支援専門員の居宅サービス計画書に基づいてリハビリテーションを実施する場合、看護職員と理学療法士等が連携し、訪問看護計画を作成する。また、アセスメントを目的とした看護師による定期的な訪問を実施します。

指定年月日	平成 29 年 11 月 1 日
指定事業所番号	3561590062

3. 営業日

営業日	月、火、水、木、金曜日 (12月31日～1月3日を除く)
営業時間	平日 8:30～17:30
上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間の緊急連絡対応ができる体制です。	

4. 事業の実施地域

実施地域	周南市、山口市、防府市（離島は除く）とする。 通常の事業は実施地域以外でのサービス提供は行わない。
------	--

5. 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。
※職員の配置については、指定基準常勤換算2.5人以上を遵守しています。

職 種	員数	区 分				備 考
		常 勤		非 常 勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			看護職員と兼務
看護師	5		1	4		
准看護師	0					
理学療法士	3			3		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を事業所における常勤職員の所定労働時間数（週38.75時間）で除した数です。標準的な勤務体制は、8:30～17:30です。ケアプランに基づいたサービスは9:00～17:00までのサービスを提供します。

6. 利用料

【介護保険をご利用の方で1割負担の方】

地域区分割合×単位

地域区分割合	標準地	1,000/1,000			
	サービス内容 /提供時間	20分未満 (条件あり)	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護費（単位）	訪問看護サービス	314	471	823	1,128
訪問看護費（単位）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1日2回までの場合		1日2回を超える場合	
		294		265	

訪問看護費（単位）	同一建物集中減算	上記単位の 90/100 で算定：条件あり			
衛生材料費等	オムツ等の衛生用品	実費相当額			
	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600		
	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅱ	574		
	<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する20人以上にサービスを提供する場合	基本単価の 90/100		
	<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する50人以上にサービスを提供する場合	基本単価の 85/100		
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算 1（1回 / 月）	500		
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算 2（1回 / 月）	250		
	<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算（退院月：基本 1 回まで）	600		
	<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅰ（退院日）	350		
	<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅱ	300		
	<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算（1 時間 30 分以上）	300		
	<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア加算	2,500		
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅰ	<input type="checkbox"/>	30分未満	254
			<input type="checkbox"/>	30分以上	402
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅱ	<input type="checkbox"/>	30分未満	201
			<input type="checkbox"/>	30分以上	317
	<input type="checkbox"/>	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）	+25/100		
<input type="checkbox"/>	深夜（22：00～6：00）	+50/100			
<input type="checkbox"/>	訪問看護介護連携強化加算（1回/月）	250			
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合	1月のご利用	要介護1から4まで		2961	
		要介護5		3745	
	准看護師による訪問があった場合	要介護1から4		2886	
		要介護5		3686	
備考					
※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する介護予防訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものとなります。					
※ 加算については、ご利用者同意のうえ、保険割合、に応じた負担金があります。					

【介護保険をご利用の方で2割負担の方】

地域区分割合	標準地	1,000/1,000			
	サービス内容 / 提供時間	20分未満 （条件あり）	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護費（単位）	訪問看護サービス	628	942	1,646	2,256

訪問看護費（単位）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1日2回までの場合	1日2回を超える場合	
		588	529	
訪問看護費（単位）	同一建物集中減算	上記単位の90/100で算定：条件あり		
衛生材料費等	オムツ等の衛生用品	実費相当額		
	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ	1,200	
	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅱ	1,148	
	<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する20人以上にサービスを提供する場合	基本単価の90/100	
	<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する50人以上にサービスを提供する場合	基本単価の85/100	
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算1（1回 / 月）	1,000	
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算2（1回 / 月）	500	
	<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算（退院月：基本1回まで）	1,200	
	<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅰ（退院日）	700	
	<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅱ	600	
	<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算（1時間30分以上）	600	
	<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア加算	5,000	
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 30分未満	508
			<input type="checkbox"/> 30分以上	804
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 30分未満	402
			<input type="checkbox"/> 30分以上	634
	<input type="checkbox"/>	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）	+25/100	
<input type="checkbox"/>	深夜（22：00～6：00）	+50/100		
<input type="checkbox"/>	訪問看護介護連携強化加算（1回/月）	500		
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合	1月のご利用	要介護1から4まで	5922	
		要介護5	7490	
	准看護師による訪問があった場合	要介護1から4まで	5772	
		要介護5	7372	
備考 ※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する介護予防訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものとなります。 ※ 加算については、ご利用者同意のうえ、保険割合、に応じた負担金があります。				

【介護保険をご利用の方で3割負担の方】

地域区分割合	標準地	1,000/1,000
--------	-----	-------------

	サービス内容 ／提供時間	20分未満 (条件あり)	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護費 (単位)	訪問看護サービス	942	1,413	2,469	3,384
訪問看護費 (単位)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1日2回までの場合		1日2回を超える場合	
		882		794	
訪問看護費 (単位)	同一建物集中減算	上記単位の 90/100 で算定：条件あり			
衛生材料費等	オムツ等の衛生用品	実費相当額			
	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ			1,800
	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅱ			1,722
	<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する20人以上にサービスを提供する場合			基本単価の 90/100
	<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する50人以上にサービスを提供する場合			基本単価の 85/100
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算 1 (1回 / 月)			1500
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算 2 (1回 / 月)			750
	<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算 (退院月：基本 1 回まで)			1,800
	<input type="checkbox"/>	初回加算 (退院日)			1,050
	<input type="checkbox"/>	初回加算			900
	<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分以上)			900
	<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア加算			7,500
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅰ	<input type="checkbox"/>	30分未満	762
			<input type="checkbox"/>	30分以上	1,206
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅱ	<input type="checkbox"/>	30分未満	603
			<input type="checkbox"/>	30分以上	951
	<input type="checkbox"/>	夜間 (18:00~22:00) 早朝 (6:00~8:00)			+25/100
	<input type="checkbox"/>	深夜 (22:00~6:00)			+50/100
<input type="checkbox"/>	訪問看護介護連携強化加算 (1回/月)			750	
定期巡回・随時対応訪問介護 看護事業所と連携する場合	1月のご利用	要介護1から4まで		8883	
		要介護5		11235	
	准看護師による訪問 があった場合	要介護1から4まで		8658	
		要介護5		11058	
備考					
※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する介護予防訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものとなります。					
※ 加算については、ご利用者同意のうえ、保険割合、に応じた負担金があります。					

【健康保険をご利用の方】 ※ 下記の金額は利用者負担金が1割の場合です

サービス内容	訪問看護基本利用料（健康保険法に順ずる）	概ね 30分～60分 （1訪問につき）		
訪問看護サービス	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅰ）：看護師 1回目/日の訪問時 1～3日まで：555円 4～7日まで：655円	高齢者医療	国民保険	健康保険
	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅰ）：准看護師 1回目/日の訪問時 1～3日まで：505円 4～7日まで：605円	保険証に準ずる負担割合	3割	本人3割 家族3割
	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅰ）：理学療法士等 1回目/日の訪問時 1～3日まで：555円 4～7日まで：555円			
	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅱ）：看護師 1回/日の訪問時 1～3日まで：278円、4～7日まで：328円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅱ）：准看護師 1回/日の訪問時 1～3日まで：253円、4～7日まで：303円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅱ）：理学療法士 1回/日の訪問時 1～3日まで：278円、4～7日まで：278円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅲ）：入院中の外泊対応 1泊2日以上の外泊中（90分まで）：850円			
	<input type="checkbox"/> 訪問看護管理療養費（1回目/日の訪問時） 1日目のみ：744円、2日目以降：300円			

加算 (1割分)	<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算（月1回）	680円
	<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ（月1回）	500円
	<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ（月1回）	250円
	<input type="checkbox"/> 緊急訪問看護加算	月14日目まで265円（1日につき） 月15日目以降200円（1日につき）
	<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	800円（退院月のみ2回まで）
	<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	600円（退院日）
	<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	200円（退院日）
	<input type="checkbox"/> 訪問看護情報提供療養費	150円（1回/月を限度とする）
	<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	300円（1回/月を限度とする）
	<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円（2回/月を限度とする）
	<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	520円（3回/週までを限度とする）
	<input type="checkbox"/> 難病等複数回訪問看護加算	同一建物2人以内 <input type="checkbox"/> 1日2回目の訪問の場合 450円

		<input type="checkbox"/>	1日3回目の訪問の場合	800円
	同一建物3人以上	<input type="checkbox"/>	1日2回目の訪問の場合	400円
		<input type="checkbox"/>	1日3回目の訪問の場合	720円
<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算		夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00)	210円
<input type="checkbox"/>	深夜訪問看護加算		深夜(22:00~6:00)	420円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費1			2,500円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費2			1,000円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算		1名以上の看護職員との同行訪問の場合 450円(1回/週を限度とする)	
			1名以上の准看護師との同行訪問の場合 380円(1回/週を限度とする)	
			1名以上のその他職員との同行訪問の場合 300円(3回/週を限度とする)	
			1名以上のその他職員との同行訪問の場合 300円(1回/日)	
			1名以上のその他職員との同行訪問の場合 600円(2回/日)	
			1名以上のその他職員との同行訪問の場合 900円(3回/日)	
	※その他職員:看護師または看護補助者			
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算(1回/月)			250円
<input type="checkbox"/>	乳幼児加算・幼児加算			130円(1日につき) 180円(別表7、8、超重症児)

備考

※ご利用料については、健康保険法に基づいた保険割合が利用者負担金となります。
 ※ご利用料については、健康保険法に基づき、高額療養費制度の対象となります。
 ※加算については、ご利用された内容に該当した場合に保険割合に応じた負担金があります。
 ※訪問に係るサービス内容および対応時間は、主治医の指示のもと、ご利用者の身体状況を勘案したうえでサービスを計画作成し、ご利用者様の同意のうえ決定します。
 ※ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものが対象となります。
 ※在宅末期医療総合診療のご利用対象者様は、主治医の診断と治療方針に基づき、主治医とご利用者様・家族様との協議と同意のうえ、健康保険法に基づいた訪問看護療養費及び加算の全額相当分を主治医へ請求致します。
 ※退院当日に利用が終了した場合には、2回目以降の訪問につきましては保険対象外サービスでのご利用となります。

サービス内容	訪問看護基本利用料(健康保険法に順ずる)	概ね30分~60分(1訪問につき)		
訪問看護サービス	<input type="checkbox"/> 精神科訪問看護基本療養費(I):1回目/日の訪問時、30分以上 1~3日まで:555円、4~7日まで:655円	高齢者医療	国民保険	健康保険
	<input type="checkbox"/> 精神科訪問看護基本療養費(I):1回目/日の訪問時、30分未満 1~3日まで:425円、4~7日まで:510円	保険証に準ずる負担割合	3割	本人3割 家族3割

	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）：准看護師 1回目/日の訪問時、30分以上 1～3日まで：505円、4～7日まで：605円				
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）：准看護師 1回目/日の訪問時、30分未満 1～3日まで：387円、4～7日まで：472円				
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：1回/日の訪問時、30分以上 1～3日まで：278円、4日以降：253円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上				
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：1回/日の訪問時、30分未満 1～3日まで：213円、4日以降：255円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上				
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：准看護師 1回/日の訪問時、30分以上 1～3日まで：253円、4日以降：303円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上				
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：准看護師 1回/日の訪問時、30分未満 1～3日まで：194円、4日以降：236円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上				
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）：入院中の外泊対応 1泊2日以上の外泊中（90分まで）：850円				
	<input type="checkbox"/>	訪問看護管理療養費（1回目/日の訪問時） 1日目のみ：744円、2日目以降：300円				
加算 (1割分)	<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算（月1回）			680円	
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算1（月1回）			500円	
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算2（月1回）			250円	
	<input type="checkbox"/>	精神科緊急訪問看護加算			265円（1日につき）	
	<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算			800円（退院月のみ2回まで）	
	<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算			600円（退院日）	
	<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算			200円（退院日）	
	<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費			150円（1回/月を限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算			300円（1回/月を限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算			200円（2回/月を限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	長時間精神科訪問看護加算			520円（1回/週を限度とする） （別に厚生労働大臣が定める疾病は3回/週までを限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	精神科複数回訪問看護加算	<input type="checkbox"/>	1日2回目の訪問の場合（30分まで）	450円	
	<input type="checkbox"/>		1日3回目の訪問の場合（30分まで）	800円		
	<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）			210円
	<input type="checkbox"/>	深夜訪問看護加算	深夜（22：00～6：00）			420円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費1				2,500円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費2				1,000円	

□ 複数名精神科訪問看護加算	1名以上の看護師との同行訪問の場合 450円(1回/日)
	1名以上の看護師との同行訪問の場合 900円(2回/日)
	1名以上の看護師との同行訪問の場合 1450円(3回/日)
	1名以上の准看護師との同行訪問の場合 380円(1回/日)
□ 看護・介護職員連携強化加算(1回/月)	1名以上の准看護師との同行訪問の場合 760円(2回/日)
	1名以上の准看護師との同行訪問の場合 1240円(3回/日)
□ 乳幼児加算・幼児加算	1名以上の看護補助者との同行訪問の場合 300円(1回/週)
	250円
	130円(1日につき) 180円(別表7、8、超重症児)

備考

※ご利用料については、健康保険法に基づいた保険割合が利用者負担金となります。
 ※ご利用料については、健康保険法に基づき、高額療養費制度の対象となります。
 ※加算については、ご利用された内容に該当した場合に保険割合に応じた負担金があります。
 ※訪問に係るサービス内容および対応時間は、主治医の指示のもと、ご利用者の身体状況を勘案したうえでサービスを計画作成し、ご利用者様の同意のうえ決定します。
 ※ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものが対象となります。
 ※在宅末期医療総合診療のご利用対象者様は、主治医の診断と治療方針に基づき、主治医とご利用者様・家族様との協議と同意のうえ、健康保険法に基づいた訪問看護療養費及び加算の全額相当分を主治医へ請求致します。
 ※退院当日に利用が終了した場合には、2回目以降の訪問につきましては保険対象外サービスでのご利用となります。

【介護保険および健康保険対象外となるサービスをご利用の場合】全額実費負担(単位:円)

対象となるサービス	サービス対応時間	利用料
①医療行為を必要とする利用者の見守りとご支援 ◆ターミナル期 (1日4回目からの訪問) ◆静脈注射・経管栄養剤の施行 (1日4回目からの訪問を含む) ◆対症療法を必要とする方 (主治医の指示に基づく医療行為) ◆外泊中の訪問看護(※要予約)	8:00~17:30	30分につき4,800円
	夜間(18:00~22:00)	30分につき5,900円
	早朝(6:00~8:00)	
	深夜(22:00~6:00)	30分につき7,200円
②外出時の付き添い(※要予約)	9:30~16:00	30分につき5,000円
③死後の処置料	死亡後	15,000円
④その他 ◆(保険対象外の緊急時対応、 検死立会い等)	8:30~17:00	30分につき4,800円
	夜間(18:00~22:00)	30分につき5,900円
	早朝(6:00~8:00)	

深夜（22:00～ 6:00）

30分につき7,200円

備 考

※サービスのご利用の際は、主治医の指示書が必要となります。

※サービスのご利用は、当事業所とご契約されたご利用者に限らせていただきます。

※①のサービスは、内訳に記載された状況に該当すると主治医及び当事業所が判断された場合にのみ、サービスの利用が可能となります。

※保険対象外サービスをご利用の場合、利用料は高額療養費の対象外となります。

※②③のサービスに係る利用者様等の場所の移動に際し、当事業所の車輛は職員のみ使用とし、同乗は認めないこととします。

7. 苦情の受付について

事業所の相談または苦情対応窓口	ハートブリッジ訪問看護ステーション 代表取締役 永島浩太郎 担当 管理者 三原 清司 Tel 0835-28-1227 Fax0835-28-1144 営業時間 8:30~17:30 (日、営業時間外を除く) 営業時間外についても24時間体制で携帯電話等により対応します。
その他	山口市役所 介護保険課 Tel 083-934-2805 (管理担当) Fax 083-934-2669 〒753-0089 山口県山口市亀山町2-1 営業時間 8:30~17:15 (土、日、祝、年末年始除く) 防府市役所 高齢福祉課 Tel : 0835-25-2979 (高齢福祉課) Fax : 0835-27-0098 〒747-0809 山口県防府市寿町7番1号 営業時間 8:30~17:15 (土、日、祝、年末年始除く) 山口県 国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談専用 Tel 083-995-1010 Fax083-934-3665 〒753-8520 山口市朝田1980番地7 営業時間 9:00~17:00 (土、日、祝、年末年始除く)

8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

9. 事故発生時の対応

ご利用者が、安心して指定訪問看護サービスを受けられるよう、ご利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。